職場内で回覧してください

協会けんぽとやま

2020年 1月号

※ 健康保険組合等にご加入の事業所様は各健康保険組合にお問い合わせください。

令和２年度受診分より 協会けんぽへの生活習慣病予防健診の申込みは不要です!

令和２年４月１日受診分より、協会けんぽへの申込みは不要となり、加入者（被保険者）・事業主様から健診実施機関に対してのみ予約申込みをしていただくようになります。

※申込書の提出及び情報提供サービスを利用した申込みのいずれも不要となります。

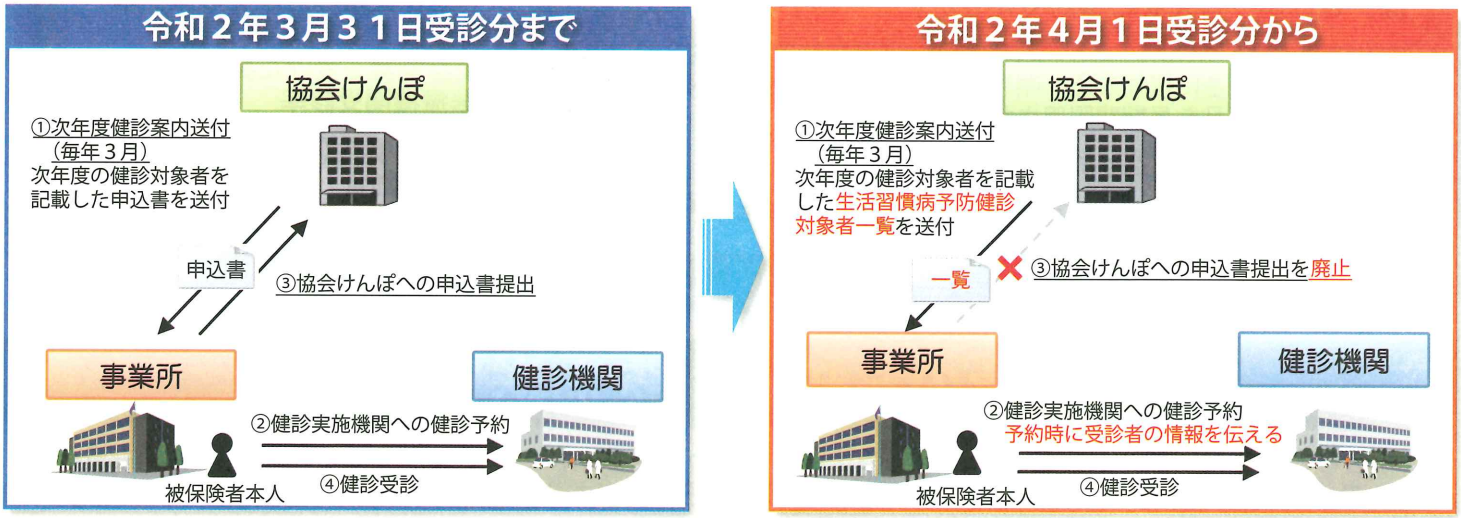

事業主様向け健診案内の内容を変更します

毎年３月に協会けんぽから事業主様へ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付していましたが、令和２年度受診分（令和２年３月送付予定分）からは、申込書に代えて、健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診対象者一覧を送付します。当該一覧は申込書ではないため、協会けんぽへの提出は不要です。

情報提供サービス（事業主様向け）の機能を一部変更します

申込書の廃止に伴い、令和２年２月下旬（予定）より、情報提供サービスの機能が一部変更となります。

- 健診対象者一覧について、健診実施機関への予約申込みに活用できるよう、ファイル形式を「txt」から「csv」に変更し、ファイル項目についても、項目順の変更や項目の追加を行います。（令和2年2月下旬～（予定））
- 健診申込ファイル編集ツールのダウンロード機能が廃止されます。（令和2年2月下旬～（予定））
- 健診申込登録の機能が廃止されます。（令和2年4月1日～）

※詳細は協会けんぽホームページより、随時ご案内致します。

～加入者・事業主様へのお願い～

●健診実施機関への予約申込みについて

令和２年４月１日受診分より、協会けんぽへの申込みは廃止となるため、健診実施機関への予約申込みを行う際には、健診実施機関に対して、保険証に記載されている記号・番号、保険者番号、生年月日や、受診する健診項目、健診予定日等の情報をお伝えいただく必要があります。

●令和元年度受診分の申込みについて

令和２年３月３１日受診分までは、協会けんぽへの申込みが必要です。すみやかな申込みをお願いいたします。

お問い合わせ先　保健グループ　TEL：076-431-5273

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします

ジェネリック医薬品軽減通知とは？

協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、**1ヵ月分の自己負担軽減可能額等のお知らせ**をお送りしています。

ジェネリック医薬品の使用は、**皆様のお薬代の自己負担を軽減**させるだけでなく、**「インセンティブ（報奨金）制度」**の評価項目の中にも含まれているため、**保険料率の引き下げ**にもつながります。

ジェネリック医薬品軽減通知を受け取られた際には、ぜひ切り替えをご検討ください。

送付対象　主に慢性疾患（喘息、リウマチ等）の先発医薬品を長期間服用されている方

送付期間　令和２年２月頃

※この通知サービスは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではございません。

インセンティブ制度とは？

令和 2 年度の保険料率から協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組が反映される「インセンティブ制度」が導入されました。下記の「5 つの評価指標」に基づいて協会けんぽ全支部をランキングづけし、上位 23 支部は、報奨金により保険料率が引き下げられます。

1. 特定健診等の実施率
2. 特定保健指導の実施率
3. 特定保健指導対象者の減少率
4. 受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
5. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合

お問い合わせ先　企画総務グループ　TEL：076-431-6156

「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の治療にかかった医療費について確認していただき、健康保険に対する関心を高めてもらうため、年に 1 回「医療費のお知らせ」をお送りしています。今年は下記の通り実施いたしますので、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いします。

- **送 付 先** …… 事業主の皆様
- **送付対象** …… 協会けんぽ加入者（被保険者および被扶養者）の皆様
- **対象期間** …… 平成 30 年 10 月診療分～令和元年 9 月診療分（12 ヶ月分）
  ▶期間内に受診がない加入者の方については、医療費のお知らせは発行されません。
- **送付時期** …… 令和 2 年 1 月中旬から順次発送します

事業主の皆様へ

■「医療費のお知らせ」は受診歴などの大切な個人情報が含まれています

- 加入者の皆様へ開封せずにお渡しください。
- すでに退職された方の「医療費のお知らせ」については、お手数ですが同封の返信用封筒にて当協会あてにご返送をお願いします。

加入者（被保険者及び被扶養者）の皆様へ

■「医療費のお知らせ」の添付で、確定申告（医療費控除）の明細書の記載を省略できます

- 医療費のお知らせに記載されていない医療費分については、別途「医療費控除の明細書」が必要です。
- 確定申告（医療費控除）に関しては、国税庁のホームページまたは管轄の税務署にてご確認ください。

お問い合わせ先　レセプトグループ　TEL：076-431-5272

全国健康保険協会 富山支部
協会けんぽ
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/
メールマガジン会員募集しています
右の二次元コードから簡単に登録ページにアクセスできます！ ※通信料はお客様のご負担となります。

〒930-8561
富山市奥田新町8-1ボルファートとやま6階
TEL：076-431-6155（代表）

協会けんぽ　富山　検索